

長 期

群馬例規第24号(教)

令和2年7月20日

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

群馬県警察術科訓練単位修得に関する要綱の制定について(例規通達)

この度、別添のとおり群馬県警察術科訓練単位修得に関する要綱を制定したから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察術科訓練単位修得に関する要綱の制定について(平成8年群馬例規第6号)は、廃止する。

別添

群馬県警察術科訓練単位修得に関する要綱

第1 目的

この要綱は、警察官の実戦的な術技の修得と気力、体力の維持向上を図るため、年間において修得すべき術科訓練の単位を定めることにより、効率的かつ効果的に術科訓練を推進し、もって職務執行の適正を期すことを目的とする。

第2 単位修得対象種目

単位修得の対象とする術科の種目は、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃操法とする。

第3 術科訓練単位修得対象者

術科訓練単位修得対象者（以下「訓練対象者」という。）は、警部以下の階級にある警察官（健康上の理由により術科訓練を行うことが適当でないと所属長が認めた者を除く。）とする。

第4 術科訓練の修得単位

1 柔道又は剣道

- (1) 訓練対象者は、柔道又は剣道のいずれか1つを選択し、1年度の間には24単位修得するものとする。ただし、年齢45歳以上の者又は警察本部勤務者（地域部機動警ら隊、刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊（以下「執行隊」という。）の勤務者を除く。）にあつては、1年度の間には12単位修得するものとする。
- (2) 柔道又は剣道の訓練を行った場合（訓練対象者が余暇等を利用し、自主的に警察の道場その他民間の道場等において、柔道又は剣道の訓練を行っている場合を含む。）は、30分で1単位修得したものとする。
- (3) 警察本部が主催する柔道大会又は剣道大会に選手として出場した場合は、4単位修得したものとする。

2 逮捕術

- (1) 訓練対象者は、1年度の間には24単位修得するものとする。ただし、年齢45歳以上の者又は警察本部勤務者（執行隊の勤務者を除く。）にあつては、1年度の間には12単位修得するものとする。
- (2) 逮捕術の訓練を行った場合（訓練対象者が余暇等を利用し、自主的に警察の道場等において、逮捕術の訓練を行っている場合を含む。）は、30分で1単位修得したものとする。
- (3) 警察本部が主催する逮捕術大会に選手として出場した場合は、4単位修得したものとする。

3 拳銃操法

- (1) 訓練対象者のうち、重点訓練対象者（別に定める拳銃重点訓練対象者をいう。以下同じ。）は、1年度の間の実包による射撃訓練（以下「実射訓練」という。）を4単位及び別に定める使用判断訓練（以下「使用判断訓練」という。）を2単位修得するものとする。
- (2) 訓練対象者のうち、一般訓練対象者（重点訓練対象者以外の訓練対象者をいう。）は、1年度の間の実射訓練を4単位及び使用判断訓練を1単位修得するものとする。ただし、前年度に実射訓練を4単位修得した者については、使用判断訓練を1単位修得するものとする。
- (3) 訓練対象者は、1年度の間空撃ち訓練その他の拳銃操法の訓練（実射訓練及び使用判断訓練を除く。以下「その他の拳銃操法訓練」という。）を1単位以上修得するように努めるものとする。
- (4) 実射訓練を行った場合は、1回で4単位修得したものとする。
- (5) 使用判断訓練を行った場合は、1回で1単位修得したものとする。
- (6) 警察本部が主催する拳銃射撃競技大会に選手として出場した場合は、実射訓練を4単位修得したものとする。
- (7) その他の拳銃操法訓練を行った場合は、1回で1単位修得したものとする。

第5 登録等

1 術科訓練個人記録の登録

- (1) 訓練対象者は、術科訓練（前記第4の規定により修得単位として認める訓練をいう。）を行った場合は、速やかに、群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号）に規定する適用業務の術科管理機能（以下「術科管理機能」という。）に修得単位その他必要事項を登録するものとする。
- (2) 訓練対象者が、警察本部が主催する各術科大会に選手として出場した場合における術科管理機能への登録については、警務部教養課において行うものとする。

2 単位修得状況の確認等

警務部教養課長及び所属長は、術科管理機能により、訓練対象者の単位修得状況を適宜確認し、その向上のための取組を推進するものとする。